

整備事業関係

次の各々に掲げる事項について、適切なものには「○」を、適切でないものには「×」として考えてみて下さい。

	設 問	回 答
1	新規検査の際、自動車に指定部品が固定的取付方法により装着されており、当該自動車の長さが登録識別情報等通知書に記載された長さと比較して3cm長くなっていたが、当該指定部品が装着された状態で自動車検査員は保安基準適合証に保安基準に適合する旨の証明を行った。	
2	指定自動車整備事業者において保安基準適合証を交付しようとする自動車の点検・整備において、他の自動車特定整備業者に電子制御装置整備の全部を外注することはできない。	
3	自動車特定整備事業者は、特定整備をしたときは、請求により、特定整備記録簿の写しを当該自動車の使用者に交付しなければならない。	
4	自動車検査員は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならないが、点検と併せて行うことが合理的である油脂液類の補充及び交換の作業は実施しても差し支えない。	
5	貨物の運送の用に供する小型自動車で、最大積載量が1トンであり、かつ、当該自動車に係る登録識別情報等通知書の車体の形状の欄に「キャブオーバ」と記載されているものは、有効な保安基準適合証の提出をもって、道路運送車両法第7条に規定する国土交通大臣に対する自動車の提示を省略することができる。	

整備事業関係

	解答	設問に対する解説
1	×	<p>この場合、登録識別情報等通知書に記載された構造等に関する事項と同一でなければ、保安基準に適合する旨の証明をしてはいけません。</p> <p>【道路運送車両法第94条の5第5項】</p>
2	○	<p>指定自動車整備事業者が保安基準適合証を交付するときは、指定自動車整備事業規則第6条第1項各号に掲げる点検の結果、必要となった整備を実施する必要があるため、電子制御装置整備を全部外注することはできません。</p> <p>【道路運送車両法第94条の5、電子制御装置整備に係る構内外注及び外注の取扱要領について2(1)】</p>
3	×	<p>請求の有無に関わらず、使用者に交付しなければなりません。</p> <p>【道路運送車両法第91条第2項】</p>
4	×	<p>油脂液類の補充は認められますが、交換作業は認められません。</p> <p>【自動車整備事業の取扱い及び指導要領について 別紙3の2、2(5)】</p>
5	×	<p>この場合、車体の形状がバンではないため提示を省略することができません。</p> <p>【道路運送車両法第7条第3項第3号、道路運送車両法施行規則第2条の3】</p>

検 査 業 務 関 係

次の各々に掲げる事項について、適切なものには「○」を、適切でないものには「×」として考えてみて下さい。なお、特にことわりのない限り自動車の製作年月日は令和6年1月1日とします。

	設 問	回 答
1	最低地上高を測定する場合、測定する自動車は審査時車両状態とする。	
2	小型乗用自動車に備える後部反射器の取付け高さを測定したところ、その反射部の下縁の高さが地上200mmであったので、保安基準適合と判断した。	
3	普通乗用自動車に備える前部霧灯の個数について、4個備えられていたが、同時に3個以上点灯しないように取付けられていたので、保安基準適合と判断した。	
4	車両総重量4,000kgの貨物自動車(バン型)に補助制動灯が備えられていなかったため、保安基準不適合と判断した。	
5	専ら砂利、土砂の運搬に用いる小型貨物自動車の荷台(傾斜するものに限る。)であって、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積(0.1m ³ 未満は切り捨てるものとする。)で除した数値が1.2t/m ³ であったため、保安基準不適合と判断した。	

検 査 業 務 関 係

	解答	設問に対する解説
1	×	<p>この場合、測定する自動車は空車状態でなければなりません。</p> <p>【審査事務規程7-3-1②ア(ア)】</p>
2	×	<p>この場合、反射部の下縁の高さは地上250mm以上でなければなりません。</p> <p>【審査事務規程7-85-3(1)①】</p>
3	○	<p>前部霧灯は同時に3個以上点灯しないように取付けられていなければなりません。</p> <p>【審査事務規程7-70-3(1)①】</p>
4	×	<p>貨物の運送の用に供する自動車(バン型に限る)の場合、車両総重量が3.5t以下のものは備えなければなりません。</p> <p>【審査事務規程7-89-1(2)】</p>
5	○	<p>小型貨物自動車にあつては1.3t/m³未満のものは基準に適合しません。</p> <p>【審査事務規程7-52-1(1)②】</p>